

写

守口市告示第 184 号

特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 20 日

守口市長 西端 勝樹

記

- 1 中間検査を行う区域
守口市の全域
- 2 中間検査を行う期間
令和 4 年 6 月 20 日から令和 7 年 6 月 19 日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造を併用する構造の建築物のうち、棟ごとに新築し、又は増築する部分で次の各号のいずれかに該当するもの
(1) 法第 6 条第 1 項の確認の申請及び法第 6 条の 2 第 1 項の国土交通大臣若しくは知事の指定した者の確認を受けるための書類（以下「確認の申請」という。）又は法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画の通知（以下「計画の通知」という。）部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超える住宅（一戸建て住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿）

- (2) (1) に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの又は確認の申請若しくは計画の通知部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

4 指定する特定工程

(1) 基礎工事に関する特定工程

法第6条第1項第2号及び第3号に掲げる建築物（法第68条の10第1項に規定する型式適合認定に係る建築物及び法第68条の11第1項に規定する型式部材等製造者の認証に係る建築物を除く。）の基礎に、鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）を特定工程とする。

ただし、基礎の配筋工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

項	構造	特定工程
1	木造	屋根の小屋組の工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付工事（平家については、建方工事）
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）の配筋工事
5	その他の構造 (型式適合認定含む)	屋根の工事

6	1の項から5の項までに掲げる構造を併用する構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）
---	-------------------------	---

5 指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

法第6条第1項第2号及び第3号に掲げる建築物（法第68条の10第1項に規定する型式適合認定に係る建築物及び法第68条の11第1項に規定する型式部材等製造者の認証に係る建築物を除く。）の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込工事」という。）を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	構造	特定工程後の工程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）のコンクリート打込工事（コンクリート打込工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）のコンクリート打込工事
5	その他の構造 (型式適合認定含む)	壁の外装工事又は内装工事
6	1の項から5の項までに掲げる構造を併用する構造	4(2)の表の6の項において特定工程とされた工事に係る構造について、この表の1の項から5の項までに掲げる構造の区分に応じ、同表の右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

6 適用

この告示は、令和4年6月20日以後に法第6条第1項及び法第6条の2第1項の規定により確認申請書を提出する建築物並びに法第18条第2項の規定により通知を提出する建築物に適用する。

なお、同日前に法第6条第1項及び法第6条の2第1項の規定により確認申請書を提出する建築物については、なお従前の例による。

7 適用の除外

法第85条の適用を受ける建築物及び市長が認める建築物については、この告示の規定の全部又は一部の適用を除外することができる。